

【講師の方へ】

- 〇本パワーポイントは、研修テキスト2024に沿った内容となっております。
- <u>〇テキスト2024及びパワーポイントは、水道の行政移管を反映した内容となっております。</u>
- 〇講義時間や各水道事業者の取扱い等にあわせ、適宜編集してご活用下さい。
- <u>○6章については、必ず編集が必要になりますので、注意してください。</u>

目次

- 1. 指定給水装置工事事業者制度の概要
- 資料 P.2抜粋
- 2. 給水装置等に関する留意事項
- 3. 給水装置の維持管理
- 4. 誤接合(クロスコネクション)に係る事故防止
- 5. 給水装置工事に関する信頼性の向上
- 6. 水道事業者からの連絡事項
- 7. 給水装置に関連する水道法関係規程
- 8. 給水装置に関連する通知等

2

○本編は研修テキスト2024に沿った研修内容となり、テキストは8章構成です。

2-2-3 給水装置工事の施工

23

資料

P.32抜粋

② 頻発事故の事例と事故防止対策(11事例)

P23 事故例1:掘削穴への転落事故

事故例2 : ダンプトラック、バックホウとの技

P24 事故例3:一般車両によるもらい事故

P25 事故例4:歩行者・自転車の転倒事故

P26 事故例5: 重機の移動による事故

P27 事故例6:掘削機械による事故

P28 事故例7: 地下埋設物・架空線の損傷事故

P29 事故例8 : 土砂崩落事故

事故例9:配水管の抜け出し事故

P30 事故例10: 管切断作業時の事故

事故例11:強風による工事看板等の飛散事故

.

○ここからは、頻発事故の事例と事故防止対策について説明します。

- ○どれも実際に複数回起きている事故ですので、改めてご確認をお願いします。
- ○また、これら事例については、社内研修等に活用いただければと思います。
- ○研修テキストは23ページよりご覧下さい。

2-2-3 給水装置工事の施工 23 ② 頻発事故の事例と事故防止対策(11事例) P23 事故例1:掘削穴への転落事故 資料 事故例2:ダンプトラック、バックホウとの技 P.33抜粋 P24 事故例3:一般車両によるもらい事故 P25 事故例4:歩行者・自転車の転倒事故 P26 事故例5 : 重機の移動による事故 P27 事故例6:掘削機械による事故 P28 事故例7:地下埋設物・架空線の損傷事故 P29 事故例8:土砂崩落事故 事故例9:配水管の抜け出し事故 P30 事故例10: 管切断作業時の事故 事故例11:強風による工事看板等の飛散事故

- ○事故例1として、掘削穴への転落事故です。
- 〇原因としては、通路幅が十分確保できない(特に1.0m以下が危険)、
- 〇コーンとバーは、作業対の境界を示すものに過ぎず、墜落を防護できないことの認識が不足していることがあげられます。
- ○対策例としては誘導員による適切な誘導が必須であるほか
- ○誘導に従わなくても墜落しないよう、強固で十分な高さのあるフェンスの設置等、歩 行者が寄りかかっても倒れることがない墜落防護措置など設備面の対策を講じること が考えられます。

2-2-3 給水装置工事の施工 23 ② 頻発事故の事例と事故防止対策(11事例) P23 事故例1:掘削穴への転落事故 資料 事故例2 : ダンプトラック、バックホウとの技 P.34抜粋 P24 事故例3:一般車両によるもらい事故 P25 事故例4:歩行者・自転車の転倒事故 P26 事故例5: 重機の移動による事故 P27 事故例6:掘削機械による事故 P28 事故例7:地下埋設物・架空線の損傷事故 P29 事故例8:土砂崩落事故 事故例9:配水管の抜け出し事故 P30 事故例10: 管切断作業時の事故 事故例11:強風による工事看板等の飛散事故

- ○事故例2として、ダンプトラック、バックホウとの接触事故です。
- 〇原因としては、ダンプトラック運転手やバックホウオペレーターの視界に歩行者、自 転車、自動車等が入っていない。
- ○誘導員が適切な誘導をしていないことがあげられます。
- ○対策例としては重機の一部、つり荷等が作業帯から外に出る場合は通行止めとする。
- 〇運転手、オペレータが四角をもたず目視の確認を可能にするため、バックホウ等に バックモニターを搭載する。また、誘導員による誘導とのダブルチェックで事故防止に 努める。
- 〇「誘導無しではバックしない」を基本ルールとし、これを徹底する。などが考えられます。

8-15 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

令和元年9月13日 厚生労働省

〈改正の概要〉

成年被後見人改正法による改正後の水道法第25 号イの厚生労働省令(現国土交通省令)で定める者 施行規則(昭和32 年厚生省令第45 号)第20条の21

P.117抜粋

資料

133

の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うと当たって 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と 新たに規定したこと。

〈留意事項〉

指定給水装置工事事業者については申請時において欠格事由に該当しないことを宣誓するとともに、5年ごとの更新の都度、定期的に事業の実施状況を確認するため、届出時において、精神の機能障害に関する判断について医師の診断書を求める必要性はない。

- ○今回は、令和以降の新しい通知の一部を紹介していきます。
- 〇8-15「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について」
- ○給水装置工事事業者の指定申請における欠格要件に関して、
- 〇水道法第25条の3第1項第3号イの国土交通省令で定める者として、水道法施行規則第20条の2において「精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と新たに規定されています。